

(4) 国税関係の優遇措置

① 特定資産の買換えの特例

「特定資産の買換えの特例」とは、法人が平成29年3月31日までに、一定の地域外にある旧工場等（土地、建物、構築物等）を譲渡し、一定の地域内に新工場等（買換資産）を取得し1年以内にこれを事業の用に供した場合に、その買換資産について圧縮記帳を適用することにより、譲渡した資産の譲渡益の70～80%を利益がなかったものとし、譲渡所得に課税される税を軽減する制度である。

区 分	内 容
経 理 方 法	<p>圧縮限度額の範囲内で、買換え資産についてその帳簿価格を損金経理により減額し、又は圧縮限度額以下の金額を積立金として積み立てる方法により経理した場合に限り、その減額又は経理した金額に相当する金額をその事業年度の所得金額の計算上、損金として算入することができる。</p> <p>この損金算入により、譲渡資産の譲渡益が圧縮限度額の範囲内で相殺され、課税の繰延べが図られることになる。</p>
特 例 適 用 の 条 件	<p>譲渡資産の範囲</p> <p>課税の特例となる譲渡資産は、次のものに限定される。</p> <p>①土地等（土地又は土地の上に存する権利）</p> <p>②建物（給排水設備、衛生設備、照明設備、その他の建物付属設備を含む）又は構築物</p> <p>※国外にある資産は、すべて譲渡資産となり得ない。</p>
	<p>買換資産の範囲</p> <p>買換資産は次のものに限定される。</p> <p>①土地等</p> <p>②建物、構築物又は機械及び装置</p> <p>※国外にある資産は、すべて買換資産となり得ない。</p>
	<p>地域要件</p> <p>買換えの特例が認められるケースは10に及ぶが、以下は工場や研究所等の移転に係るケースの主なものである。</p> <p>①既成市街地等の内から外への買換え</p> <p>②過疎地域、離島地域 等</p>
	<p>買換資産の取得期間</p> <p>①原則として、特定の資産を譲渡した期の期末までか、翌期首から1年以内に買換資産を取得しなければならない。</p> <p>また、買換資産が工場等の場合で、その建設が通常1年を超える等やむを得ない事情があるときには、税務署長の認定を受け、翌期首から3年以内で税務署長が認定した日まで延長が認められる。</p> <p>②資産の譲渡をした日を含む事業年度開始の前日1年以内に買換資産を取得し、かつ、その取得の日から1年以内に事業の用に供したときには、その先行取得資産は買換特例が認められる。</p> <p>③買換資産の先行取得が認められる期間は、原則として、譲渡した日を含む事業年度開始の前日1年以内とされているが、やむを得ない事情がある場合には3年以内の先行取得が認められる。（造成に要する期間が通常1年を超えると認められる場合、移転に要する期間が通常1年を超えると認められる場合等）</p>
そ の 他	<p>① 買換資産が土地等である場合、その土地の面積が原則としてその事業年度において譲渡した土地等の5倍までの面積しか買換資産として認められない。</p> <p>② 買換の特例の適用を受けた買換資産に対しては、特定設備等の特別償却等の特例は適用されない。</p> <p>③ 買換の特例の適用を受けるには、確定申告書等に損金算入に関する記載及びその明細書等の添付が必要となる。</p>

※ 圧縮限度額＝圧縮基礎取得価額×差益割合×（70～80）／100

（圧縮基礎取得価額は、当該買換資産の取得価額と譲渡資産の対価額のいずれか少ない金額）

（差益割合＝{譲渡資産の対価の額－当該譲渡資産の帳簿価額（譲渡に要した経費を含む）}／譲渡資産の対価の額）

② 工業用機械等の特別償却

青色申告法人が、過疎地域等特定地域において、適用期間内に一定の規模の減価償却資産を新增設して特定の事業の用に供した場合、その用に供した日を含む事業年度において、取得価額の一定割合を特別償却して経費にすることができる。（租税特別措置法第45条等）

工場用機械等の償却限度額は、普通償却限度額と次表の特別償却限度額との合計額となる。

対象地域	対象設備	償却割合		特別償却限度額	適用期限
		機械等	工場用建物等		
過疎地域 (租税特別措置法第45条)	製造の事業の用に供する機械及び装置ならびに工場用の建物及びその付属設備（一の生産等設備で取得価格が2,000万円を超えるものに限る。）	10%	6%	<ul style="list-style-type: none"> ・機械等 資産の取得価額 × 10/100 ・工場用建物等 資産の取得価額 × 6/100 	平成29年3月31日まで。

※ 1 上記内容は、「工業用機械等の特別償却」の主なものである。

※ 2 この制度の適用を受けた場合は、「①エラー! 参照元が見つかりません。」及びその他の特別償却の適用を受けられない。

③ 法人税の特例措置

データセンター事業者（電気通信基盤充実臨時措置法の規定に基づき、対象設備の整備に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者）が、東京圏以外のデータセンター内にサーバー等の設備を取得し、バックアップ事業を行う場合、電気通信設備の取得価額の一定割合を特別償却することができる。

対象設備	適用の要件	償却限度額	適用期限
認定計画に従って取得した電気通信設備（バックアップ用途のサーバー、ルーター、スイッチ、無停電電源装置、非常用発電機）	<ul style="list-style-type: none"> ・東京圏以外におけるデータセンター内に対象設備を設置すること。 ・対象設備を用いて、東京圏におけるデータセンターのバックアップを行うこと。 	対象設備の取得価額の10%	平成30年3月31日まで。

※ 東京圏と東京圏以外の双方にデータセンターを持つ事業者には追加要件あり。

④ 所得税・法人税の割増償却

個人又は法人が、市町村の長が作成する産業の振興に関する計画（一定の基準を満たすものに限る）に係る地区として関係大臣※が指定する地区において、機械・装置、建物・その附属施設及び構築物の取得等をして対象事業の用に供した場合は、5年間の割増償却が出来る。

※関係大臣:総務大臣、農林水産、国土交通大臣

対象地域	対 象 設 備 等	割増償却限度額	適用期限															
離島地域 (租税特別措置法第12条等)	<p>対象事業：製造業・旅館業・農林水産物販売業・情報サービス業 等</p> <p>(1) 対象</p> <p>①資本金5,000万円以下の事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等 <p>※取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその施設にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替え）のための工事による取得又は建設を含む。</p> <p>②資本金5,000万円超の事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新增設による取得等 <p>(2) 取得価格の下限值</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一の設備を構成する減価償却資産の取得価格の合計額が以下に示す下限値以上である場合 <table border="1" data-bbox="316 1317 1198 1682"> <thead> <tr> <th>事業者の 資本金規模</th> <th>資本金 1,000 万円以下</th> <th>資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下</th> <th>資本金 5,000 万円超 1 億円以下</th> <th>資本金 1億円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業・旅館業</td> <td colspan="2">500万円以上</td> <td>1,000万円以上</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>農販業・情報サービス業</td> <td colspan="4">500万円以上</td> </tr> </tbody> </table>	事業者の 資本金規模	資本金 1,000 万円以下	資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下	資本金 5,000 万円超 1 億円以下	資本金 1億円超	製造業・旅館業	500万円以上		1,000万円以上	2,000万円以上	農販業・情報サービス業	500万円以上				<p>機械・装置:普通償却限度額の32%</p> <p>建物・附属設備、構築物:普通償却限度額の48%</p>	平成29年3月31日まで。
事業者の 資本金規模	資本金 1,000 万円以下	資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下	資本金 5,000 万円超 1 億円以下	資本金 1億円超														
製造業・旅館業	500万円以上		1,000万円以上	2,000万円以上														
農販業・情報サービス業	500万円以上																	

⑤ 地方拠点強化税制（オフィス減税・雇用促進税制）

本社機能の移転・拡充先となる都道府県知事に対し、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を申請し、認定を受けて実施した場合には、国税のオフィス減税と雇用促進税制の優遇措置を受けることができます。

また、一定の要件に該当した場合には、「(2) 立地企業に対する県税の優遇措置（地方活力向上地域）」も受けることができます。

		拡充型（地方にある本社機能を拡充（増床・増員等）する場合）	移転型（東京23区にある本社機能を地方に移転する場合）
支援対象地域		地方活力向上地域（ 拡充型事業対象地域 ）	地方活力向上地域（ 移転型事業対象地域 ）
適用対象者		認定整備計画の認定を受けた個人事業者又は法人で、当該認定を受けた日の翌日から2年を経過する日までの間に 拡充型事業対象地域 において 特定業務施設を整備し、特別償却設備を新設又は増設した事業者 （東京都の特別区の存する区域から移転する事業者を除く）	認定整備計画の認定を受けた個人事業者又は法人で、当該認定を受けた日の翌日から2年を経過する日までの間に 東京都の特別区の存する区域から特定業務施設を移転型事業対象地域へ移転して整備し、特別償却設備を新設又は増設した事業者
オフィス減税	内容	建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4%※ ※計画認定が平成29年4月1日～平成30年3月31日の場合は2%	建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除7%※ ※計画認定が平成29年4月1日～平成30年3月31日の場合は4%
	適用要件	対象：事務所・研究所・研修所の建物、建物附属設備、構築物 取得価格：2,000万円以上（中小企業者1,000万円以上）	
	適用期間	平成30年3月31日までに移転・拡充先となる知事の認定が必要	
	限度額	税額控除を活用する場合、当期法人税額等の20%	
雇用促進税制	内容	雇用促進税制の諸要件を満たした場合は特定業務施設の当期増加雇用者に対して以下のとおり税額控除（ただし、法人全体の増加雇用者数を上限） ① 法人全体の雇用者増加率が10%以上の場合……1人あたり50万円 ② 法人全体の雇用者増加率が10%未満の場合……1人あたり20万円	雇用促進税制の諸要件を満たした場合は ① 当該特定業務施設の当期増加雇用者1人あたり50万円又は20万円を税額控除（初年度）（ただし、法人全体の増加雇用者数を上限） ② ①に加え、東京23区からの移転者を含む当該地方事務所の当期増加雇用者1人あたり30万円の税額控除を追加 （※②は最大3年間継続。ただし、当該特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した後は不適用）
	適用要件	・適用年度中に雇用保険一般被保険者の数が5人（中小企業者2人）以上増加 ・適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと ・適用年度における「支払給与額」が、その前事業年度よりも、一定以上増加等	
	限度額	雇用促進税制とオフィス減税合わせて当期法人税額等の30%	

※中小企業者とは、租税特別措置法に定義される中小企業者をいいます。